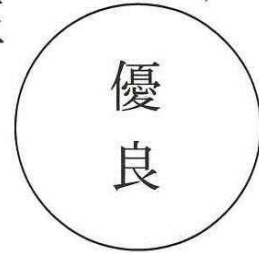




許可番号 第 01220120773 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県茂原市下太田1311番地1
氏 名 エコクリーン株式会社
代表取締役 山崎 忠一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年 3 月31日

許可の有効年月日 平成36年 3 月30日

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分
選別・破碎による中間処理
- (2) 産業廃棄物の種類
木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理に当たっては、集じん機や散水等により粉じんの発生を抑制し、周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の処理は午前8時から午後5時半までとし、防音壁及び施設設置建屋の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 9 月16日 新規許可
平成29年 3 月31日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くず又はがれき類の 破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成27年2月27日, 第26-2-427号)	木くず 190 t/日 (24 t/時×8時間) 一次破碎機 190 t/日 (24 t/時×8時間) 二次破碎機 56 t/日 (7 t/時×8時間) (平成27年3月31日)	1	千葉県茂原市下太田 字駒形1308番1, 1310番1, 1311番1, 1312番1, 1312番2, 1313番1 1313番2, 1314番1, 1314番2, 1315番1, 1297番1, 1297番2
木くずの保管施設	412 m ² 1,290 m ³	1	
	316 m ² 857 m ³	1	
木くずの保管施設 (廃パレット)	45 m ² 85 m ³	1	
廃プラスチック類の 保管施設	6.2 m ² 3.9 m ³	1	
紙くずの保管施設	6.2 m ² 3.9 m ³	1	
繊維くずの保管施設	6.2 m ² 3.9 m ³	1	
金属くずの保管施設	6.2 m ² 3.9 m ³	1	
	6.1 m ² 4.2 m ³	1	
	9.2 m ² 13 m ³	1	
ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くずの 保管施設	6.2 m ² 3.9 m ³	1	
破碎後物 (チップ) の 保管施設	105 m ² 174 m ³	1	
	92 m ² 171 m ³	1	
	180 m ² 425 m ³	1	

以下余白

